市第148号議案

令和4年度横浜市みどり保全創造事業費会計補正予算(第1号) 令和4年度横浜市のみどり保全創造事業費会計補正予算(第1号)は、 次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和5年2月7日提出

横浜市長山中竹春

提案理由

緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り事業の繰越明許費を設 定したいので提案する。 市第148号

第1表 繰越明許費

款	項		事	業名	金額
1 みどり保全創造 1 事 業 費	2 み ど り 保 全 事 業 費		緑地保全制度による指定の拡大・ 市による買取り事業		千円 1,745,000
設	定	額	合	ā†	1, 745, 000